

第6期第6回横浜市税制調査会 議事概要	
日 時	令和5年9月20日(水) 午後3時00分から午後5時00分まで
会議形式	対面形式(横浜市庁舎9階 共用会議室09-N12)
出席者	青木座長、上村委員、柏木委員、川端委員、柴委員、望月委員
欠席者	なし
関係局	環境創造局
開催形態	公開(傍聴者0人、取材0人) ※会議冒頭のみ。議事については非公開。
議 題	令和6年度以降の横浜みどり税の取扱いについて (1) これからの緑の取組[2024-2028](原案)について (2) 現行税制の検証と次期税制案について
議 事	別紙「議事録」のとおり
資 料	<p>【議題 資料1】 これからの緑の取組[2024-2028](原案)について</p> <p>【議題 別紙1】 これからの緑の取組[2024-2028](原案概要版)</p> <p>【議題 別紙2】 「これからの緑の取組[2024-2028]」(原案)取組・事業費一覧</p> <p>【議題 別紙3】 横浜みどりアップ計画の各期における事業費構成比の比較</p> <p>【議題 別紙4】 横浜みどりアップ計画実績・事業費一覧(第1期～第3期)</p> <p>【議題 別紙5】 前回会議でご意見をいただいた事項</p> <p>【議題 資料2】 現行税制の検証と次期税制案について</p>

第6期 第6回 横浜市税制調査会 議事録

令和5年9月20日(水)

15時00分から17時00分まで

横浜市庁舎9階 共用会議室09-N12

<p>税 制 課 長</p>	<p>定刻よりやや早めではございますが、ただ今より、第6期第6回税制調査会を始めさせていただきます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。まず、会議の開会にあたりまして、定足数についてご報告いたしますが、今日は、委員の皆様全員御出席いただいておりますので、定足数は満たしております。</p> <p>続きまして、本日の税制調査会の議題ですが、「令和6年度以降の横浜みどり税の取扱いについて」ということをご議論いただきたいと思います。</p> <p>具体的な審議内容としましては、まず、「これからの緑の取組[2024-2028] (原案)」について環境創造局から説明を受けて、ご議論いただきたいと思います。</p> <p>続きまして、「現行税制の検証と次期税制案について」、事務局から説明をいたしまして、ご議論をいただきたいと思います。</p> <p>青木座長、今の審議事項2点、こちらでよろしいでしょうか。</p>
<p>座 長</p>	<p>はい、主として今回のところは環境創造局の皆さんから次期事業計画についてお聞きするというので、みどり税そのものについては最後のほうで少し今回はイントロダクションという感じでやりたいと思っています。</p>
<p>税 制 課 長</p>	<p>資料については、議事の中でご説明をさせていただきます。</p> <p>続きまして、本日の会議の公開についてですが、調査会の会議は、要綱第8条の規定により公開するものとされておりますが、これにかかわらず、要綱第10条の規定により、調査会の会議の全部または一部を公開しないこととする場合には、座長が決定するものとされております。</p> <p>今回はこれからの緑の取組の原案、この財源であるみどり税に関する部分についても御議論いただくということになりますので、公開した場合、未確定の情報が流れてしまい、今後の議論に支障が生ずる可能性があるところは事務局として懸念しているところでございます。</p> <p>なお、5年前の議論の際も、今回と同様な内容の回においては非公開とされていたところですので、いかがいたしましょうか。</p>
<p>座 長</p>	<p>はい、税制調査会からすると、できる限り透明、公開ということでやってきておりますので、今回も公開にしたいところではあるのですが、事業計画の数字を細かく今日お伺いするというので、環境創造局としては、非公開にしたいというご意向をお伺いしていますので、我々のほうもちょっと方針からずれますけれども、今回は非公開ということでやりたいと思っています。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。</p>
<p>税 制 課 長</p>	<p>では、非公開とさせていただきます。</p> <p>それでは早速、議事に入りたいと思いますが、ここからの議事進行は座長にお願いしたいと思います。</p> <p>座長、よろしくお願いたします。</p>

<p>座長</p>	<p>それでは、改めまして、暑い日がまだまだ続いておりますけれども、お集まりいただきましてありがとうございます。先ほど申し上げたように、今回は、主として今スクリーンにも見えておりますけれども、みどりアップ計画の次期案についてお伺いをして、そことみどり税の関係について、我々認識をもっていきたいというところで、まずは最初の3分の2くらいの時間をそちらに使っていきたいと思っております。</p> <p>まずはこれからの緑の取組5年間ということで、環境創造局からご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>みどり政策調整 担当課長</p>	<p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、これからの緑の取組[2024-2028]（原案）について、みどり税の充当を想定している事業を中心にご説明させていただきます。</p> <p>まず、お手元の配布資料の確認をさせていただければと思います。本日お配りしているのは、右肩に議題資料1と記載したものと、別紙1、別紙2、別紙3、別紙4、別紙5と記載したものの6点でございます。よろしいでしょうか。</p> <p>それではまず、前回いただいたご意見のうち、樹林地の保全状況等について別紙5としてご用意しましたので、別紙5に沿ってご説明いたします。資料をスクリーン投影しますので、ご覧ください。資料としてご用意させていただいたものは、ご覧のとおり3点となります。</p> <p>まず、「樹林地保全の状況」についてでございますが、前回、直近の令和元年度に行った緑被率調査の結果からお示していましたが、現行のみどりアップ計画における実績を反映して、グラフを最新のものに更新をさせていただきました。その結果約1,556haが保全済みということになっております。</p> <p>次に、「斜面地等の安全対策に係る考え方と実績」についてですが、お示しの4点について資料をご用意いたしました。</p> <p>(1) 法令等に基づく崖地の指定区域の概要及び市が管理する緑地の数ですが、崖地の対策は法令等に基づき、ハード・ソフトの対策を行っており、市が管理する緑地には、主にソフト対策を実施する土砂災害警戒区域等が多くあります。</p> <p>表では、指定区域名称や根拠法令、指定権者、市が管理する緑地の箇所数等を示しています。</p> <p>(2) 緑地における崖地対策の考え方ですが、市が取得した緑地は、樹林地の確実な担保や市民利用等のため、初期整備や日常管理を実施し、安全管理に努めております。</p> <p>(3) みどりアップ計画における法面整備の考え方についてですが、市が取得した特別緑地保全地区、市民の森等での法面整備は、みどりアップ計画の事業として実施しており、法令等によりハード対策の実施が必要な崖地の法面整備は、一般会計で実施しています。</p> <p>参考として、法面整備の写真を2点お示ししています。可能な限り樹木を残した整備や、景観や環境に配慮した植栽基盤の確保に努めており、住宅等の後背地は法面整備を行いますが、遠くから視認される斜面上部の樹木は保全に努めています。</p> <p>(4) みどりアップ計画での実績ですが、4年間で53緑地において法面整備に係る委託や工事を実施しており、うち工事を実施した緑地は24か所です。表では、年</p>

度ごとのか所数と4か年執行額を示しており、総額で約11億8400万円、うちみどり税が約3900万円執行しています。

続いて、みどりアップ計画に係る特別会計の全体像についてですが、下図とおり、横浜みどり税非充当事業、すなわち既存事業費等を含めた横浜みどりアップ計画全体を対象とする特別会計により、横浜みどり税の使途を明確にしています。

以上が前回会議でご意見をいただき、資料をご用意した内容となります。

それでは、「これからの緑の取組[2024-2028]（原案）について」ご説明します。右肩に議題資料1と記載されたものをお手元にご用意いただければと思います。スクリーンでも同じ内容を写させていただきます。

本日のご説明内容は、ご覧いただいているとおりです。

まず、①原案の概要についてご説明します。

①-1 緑施策の全体像ですが、緑に関する全ての施策は、「水と緑の基本計画」という計画に位置付けており、分野ごとに推進施策を整理しています。みどりアップ計画は、水と緑の基本計画の目標像を達成するための実行計画となっており、図の緑色で示した箇所がみどりアップ計画の範囲となります。

①-2 横浜市中期計画との関係ですが、みどりアップ計画の事業は、横浜市中期計画の政策3-1、政策3-2に位置づけています。具体的には、柱1、柱3の事業が政策3-1に、柱2の事業が政策3-2に位置づけています。7ページでは、政策3-1での対応状況、8ページでは、政策3-2での対応状況を示しています。

次に、①-3 これからの緑の取組[2024-2028]（原案）の概要について、別紙でご説明しますので、別紙1の原案の概要版をお手元にご用意ください。

1ページ目の中段、「5か年の目標」ですが、「横浜みどりアップ計画[2019-2023]」の目標を継承し、「緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します」などの3つの目標を掲げています。

次に、下段に現計画からの主な変更点を「取組のポイント」として4点お示しさせていただきます。

- ・緑地保全制度により指定した私有樹林地の維持管理負担を軽減するための支援を拡充
- ・市民が様々なかたちで森に親しみ、楽しむことができる多様な活用を推進
- ・都心部から郊外部まで、農とふれあう機会の全市的な展開を推進
- ・地域が主体となって取り組む地域緑のまちづくりをはじめ、地域での緑や花の取組を推進

しています。

資料の中面をお開きください。

計画の各柱の取組についてですが、ご覧のとおり、基本的な体系や取組は現行計画を継承しています。

続いて、②各事業について、みどり税充当を想定している事業を中心に、事業費を含めてご説明します。資料1、10ページにお戻りください。

続いて、各事業について、みどり税の充当を想定している事業を中心にご説明させていただきます。

「これからの緑の取組」では、全27の取組のうち、ご覧の21の取組についてみどり税を充当し、事業を推進していきたいと考えています。個々の取組の取組内容等について、次ページ以降に個票としてまとめております。

上段から、取組内容、目的・効果、第3期の成果・評価、第3期から原案の変更点、変更点については囲みで強調しています。それから、下段左側のボックスに現計画の4か年実績及び5か年目標、5か年事業費、下段右側のボックスに原案での5か年目標と5か年事業費、括弧内に第3期との差額をお示しています。

まず、取組1ですが、計画の根幹となる樹林地の指定・買取りを行う取組です。上から3つ目の丸、第3期の成果・評価ですが、計面前の約3倍のスピードで指定を進められた一方で、指定面積が小規模化するとともに、指定までに時間がかかる案件が増えています。

囲みで示した変更点ですが、現計画の指定実績を踏まえ、目標値を180haにしたこと、近年の土地単価の下落傾向や買取り面積の傾向等を踏まえ事業費を減らしたことです。

買取りの想定面積については、13ページにグラフを示しています。買取りが発生する可能性のある買取り対象民有地は約440haあります。相続等の発生に伴い買取り申出が発生するため、買取り面積を正確に予測することは難しいですが、過去の傾向から、この買取り対象民有地約440haに対して概ね4.3%程度の買取り申出が毎年発生すると想定し、引き続き年間20ha程度で推移すると見込んでいます。

次に、「取組2」ですが、市が所有する森等の計画的な維持管理を実施する取組で、良好な維持管理によって森が持つ多様な機能を発揮させることを目的としています。

第3期の成果ですが、計画的な維持管理を実施したことで、森が持つ機能をより発揮することができました。

第3期からの変更点は、維持管理面積の増や過年度実績を反映し、事業費を約7億円増やして計上しています。

次に、取組3ですが、緑地保全制度に指定した樹林地の所有者に対して維持管理費を助成する取組です。

第3期の成果ですが、所有者の維持管理負担を軽減することができ、持ち続けてもらうことにつながりました。

第3期からの変更点ですが、助成件数等を拡充するとともに、申請の労力を低減させるため、申請手続きを支援する仕組みを構築します。

次に、取組4ですが、研修の実施や情報の発信、個人参加型の森づくり体験会の開催等を行う取組で、森づくりを担う人材を育成することを目的としています。

第3期の成果ですが、個人参加型の体験会は第3期から新たに実施した取組で、この体験会により既存の森づくり活動団体と個人の方との橋渡しをすることができました。

第3期からの変更点ですが、体験会の参加者と活動団体等をよりつなげていけるよう登録システムを構築します。

次に、取組5ですが、森づくり活動団体への助成や道具の貸し出し等を行う取組で、市民と協働した森づくりを実現することを目的としています。

第3期の成果ですが、個々の活動団体のスキルアップにつながるるとともに、公開されている市民の森ではより散策しやすくなるなどの効果がありました。

第3期からの変更点ですが、活動団体からニーズの高い道具の貸し出しについて支援を拡充します。

次に、取組6ですが、森に関わるきっかけとなるよう、各区や市内大学等と連携したイベント等を実施する取組です。

第3期からの変更点ですが、各区や図書館・市内大学等と連携した、子どもが森にふれあうきっかけづくりを拡充することや、小中学校と連携した森への理解を深める取組を新たに実施します。

次に、取組7ですが、今回から新たに実施する取組です。

新たな森の利活用手法を試行する取組で、身近な緑を実感し、市民の共感につなげるため、地域における森の利活用を推進することを目的とします。具体的には、樹林地周辺の施設と連携した利活用計画を検討し、更に森の機能や魅力を高められるよう取組を進めたいと考えています。

取組8からは、柱2の取組になります。

取組8ですが、水田所有者への奨励金の交付や、水田景観の保全に必要な水源や水路の更新を行う取組です。

第3期の成果ですが、市内の水田面積の約9割と契約し、水田の保全に貢献できました。

第3期からの変更点ですが、地域の担い手が、更に水田管理面積を拡大できるよう、維持管理支援を新たに実施します。

次に、取組9ですが、農業用施設用地の固定資産税・都市計画税を10年間軽減する取組です。この取組はみどり税充当事業ではありませんが、税を軽減する取組のため説明させていただきます。

第3期の成果ですが、農地所有者の負担軽減により、農地の保全につながりました。

第3期からの変更点は無く、農地の保全を図るため引き続き実施します。

次に、取組10ですが、農地縁辺部への植栽や牧草等による環境対策、土砂流出対策等を支援する取組で、良好な農景観を保全することを目的としています。

第3期の成果ですが、支援により良好な農景観が維持され、市民からの評価も得られました。

第3期からの変更点ですが、内容の変更はありませんが、事業ボリュームを精査して実施します。また、第3期ではみどり税を充当していた、たい肥化設備等の支援について、個人への支援とすることに伴い、みどり税非充当事業としていきます。

次に、取組11ですが、遊休化した農地の復元に対して補助金を助成する取組です。

第3期からの変更点ですが、農家の高齢化等により遊休農地が増加している現状を踏まえ、目標を3haに増やします。

次に、取組12ですが、収穫体験農園や市民農園などの開設支援や、継続できなくなった農地を公園として取得し、農園付公園として整備する取組です。

第3期からの変更点ですが、農園付公園の新規用地取得を抑制し、用地取得済み箇所での整備に注力します。

取組17からは柱3の取組になります。

取組17ですが、土地利用転換の機会を捉え、公有地化し、シンボリックな緑の創出や、主要な公共施設等で緑を創出する取組で、多くの市民が目にする場所で緑を創出

し、市民の実感につながる景観を形成することを目的としています。

第3期からの変更点ですが、先ほどの農園付公園と同様に、公有地化によるシンボリックな緑の創出は、用地取得済み箇所での整備に注力します。

次に、取組18ですが、街路樹の質の高い維持管理や老木化した並木を再生する取組で、多くの市民が目にする街路樹に、より良好な景観を形成することで、市民の実感につなげることを目的としています。

第3期の成果ですが、地域に愛されている並木の再生や計画的なせん定により、良好な街並みを形成することができました。

第3期からの変更点ですが、並木の再生工事が概ね完了したことにより事業費を減らしています。

次に、取組19ですが、民有地において公開性のある緑化等を行う場合に助成する取組で、緑が少ない市街地において、市民の実感につながる緑を創出することを目的としています。

第3期からの変更点は無く、引き続き民有地に対する緑化の支援を進めたいと考えています。

次に、取組20ですが、条例等で定める基準以上の緑化を行う場合に、固定資産税・都市計画税を軽減する取組です。この取組はみどり税充当事業ではありませんが、税を軽減する取組のため、説明させていただきます。

第3期からの変更点は無く、引き続き実施します。

次に、取組21ですが、地域住民に古くから街の象徴として親しまれている樹木を指定し、指定木の樹木診断や治療等の費用の一部を助成する取組です。

第3期からの変更点は無く、引き続き実施します。

次に、取組22ですが、地域が主体となった緑を創出する取組を、計画づくりから支援する取組で、市民との協働による緑のまちづくりを実現すること目的としています。

第3期の成果ですが、緑を介した活動を通じて、地域コミュニティが醸成されました。

第3期からの変更点ですが、協定締結終了地区に対して、要望の多いアドバイザー派遣などの支援を新たに実施します。

次に、取組24ですが、人生の節目の記念に希望した市民に市内産苗木を配布する取組です。

第3期からの変更点ですが、より利用しやすいよう配布方法等を見直します。

次に、取組25ですが、保育園・幼稚園・小中学校などの子どもを育む場所において、園庭・校庭の芝生化やビオトープ整備へのアドバイス・支援を行う取組です。

第3期の成果ですが、子どもが親しめる多様な緑が整備され、教育の場としても活用されました。

第3期からの変更点ですが、学校等からのニーズが高いことから、支援を充実しながら引き続き取組を推進していきます。

最後に、取組26ですが、観光地等での緑や花による魅力的な場づくりを行う取組で、緑や花による街の魅力や回遊性の向上、賑わいづくりの実現を目的とした取組です。

第3期の成果ですが、多くの市民に喜ばれ、街の魅力や賑わいづくりに貢献しました。

第3期からの変更点ですが、GREEN×EXPO 2027に向けて、引き続き同様に取組を進めます。

以上が、みどり税充当を想定している事業の概要です。

次に、別紙2の取組・事業費一覧の表についてご説明いたします。

ただいまご説明した、各事業の内容や事業費について、想定している財源の内訳を含めて一覧でお示ししています。

表のA列「事業名」からD列「5か年目標」までは、原案の内容、E列「現行計画との比較」は、原案での取組が、現行のみどりアップ計画と比較して、継続する取組であるのか、新規の取組であるのか、または内容を一部変更して継続する取組であるのかの3つの分類を示しています。F列「みどり税」は、原案での取組について、みどり税の充当事業と考えられるかどうか、G列「取組の種別」は、原案での取組が、現行の4つの税の使途である「①樹林地・農地の確実な担保」、「②身近な緑化の推進」、「③維持管理の充実によるみどりの質の向上」、「④ボランティアなど市民参加の促進につながる事業」のいずれに該当するかを分類してお示しています。

なお、既存事業など、みどり税の充当を見込まない事業につきましては⑤として示しています。

ここより右側のH列からL列までの5列は、「5か年事業費」とその財源内訳として、「みどり税の想定額」、「一般財源」、「国費」「市債」の額を示しています。

この財源内訳は、本市の財政状況や現行計画の実績などを踏まえて算出しています。

全27の取組について、上から柱1、柱2、柱3、広報の取組の順にならべており、みどり税充当を想定している取組はB列を灰色に塗りつぶしています。柱ごとに原案での事業費の合計額を示すとともに、現行計画の5か年事業費も併記しています。

別紙2の最後には、全体の合計額を示しており、「5か年事業費」は414億7400万円、うち「みどり税想定額」は141億8700万円、「一般財源」は62億2300万円、「国費」は60億2900万円、「市債」は150億3500万円になります。

続いて、別紙3をご覧ください。

別紙3では、第1期から原案までの、柱ごとの当初計画事業費の構成比を示しています。

上の表は、5か年計画額及び比率の推移を示しており、第1期は8:1:1、第2期からは概ね7:1:2で推移しています。

下の表は、うちみどり税充当見込み額の推移を示しており、第1期は7:1:2、第2期と第3期は5:1:4、今回お示しした原案では6:1:3としています。これまでも計画の根幹である柱1への充当率は5割以上となるように計画策定を進めて参りましたが、原案では、厳しい財政状況のなかでも、根幹である樹林地保全をしっかりと進めていくため、柱1への充当率を高めています。

以上でご説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

座

長

ありがとうございました。資料がかなり膨大ですので、少し整理をさせていただ

		<p>ければと思います。まずは、説明の冒頭で、前回の宿題に相当する部分の御説明をいただきました。委員の皆様、お手元にある右上に参考と書いてあるのは前回のいわゆる宿題部分で、我々からお願いした部分になります。これについての御説明を最初にしていただいて、それが資料の別紙5というやつです。まずはこれについていかがでしょうか。話が当然他の資料にかかわることもありますけれども、いかがでしょうか。</p> <p>直近の保全地の状況についてというものと、特に崖地の整備というところがまずは大きなところでありました。そのあとに、その後に特別会計の話です。やや少しこの部分はわかりにくいかもしれませんが、一般財源・みどり税と両方入っていて、みどり保全創造事業費というところになっています。前回も議論になった公債費は、計画額の枠の外にあると言う形になります。よろしいでしょうか。この部分のいわゆる宿題になりますけれども、全てにお答えいただけないですけれども、柱の1・2・3の比率の話なんかはまた後でやりたいと思いますが、最初の宿題の4点ぐらいのところいかがですか、特にはよろしいですか。</p>
委 座	員 長	いいですか。
		はい。お願いします。
委	員	最後の9ページなのですが、この9ページが、特別会計でみどり税を、全体として予定されている502億を実際には計画しているということになっているので、みどり税はそのうち115億を基金に入れて、それをみどり税の充当事業に充てているという図になっています。その中で見慣れない言葉で、一つ教えていただきたいのですが、この一般財源の一番下のところに、想定額というのが書かれているのですが、これは何を意味しているのですか。
座	長	聞いたことがない。
委	員	聞いたことがないので、何なのでしょう。計画額とか、それから執行額というのはわかって、要するに基金残高でそれもわかるのですが、この想定額って何なのでしょう。
みどり政策調整 担 当 課 長		想定額が、公債費を想定した額ということです。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長		81億円が502億円の内数としての一般財源で、想定額の92億円は公債費に充当している一般財源です。公債費の左側の表のところ92億円と書いていますけども、これに対応している金額になります。
委	員	はい。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長		公債費なので、計画額と言わずに想定額としています。
委	員	このぐらいの想定を事前しておくということですね。
委	員	そうすると、ここに92億円と書いてありますが、一般財源は81億円+92億円という理解ですか。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長		そうです、みどり保全創造事業会計全体ではその額が一般財源から繰り入れられているという形になります。
委	員	計画額と想定額を合計するということですか。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長		そうです。
委	員	173億円。
委	員	混ぜているから合わないでしょう、数字は。

委	員	それで、この公債費等の想定額92億円は。
委	員	その裏付けが一般財源ということでしょう。
委	員	裏付けがということですか。では一般財源はそのまま公債費に流れるという感じですか。
委	員	ちょっとよくわからなかったのは、計画は502億円を計画しているのですよね。それを見ると計画額が充当事業で277億を考えて、非充当で225億円を考えていて、両方合わせると502億円になるのですね。
みどりアップ推進部 担当部長		はい。
委	員	これは理解できるのですよ。今のところやっているのは、執行額で180億円の186億円ですと、こういうのもわかるのですね。それが財源的にどこから来ているかということで、右側からみどり税を含めて、みどり基金と国費・市費と一般財源から来るということで理解できるのですけれど、ここの想定額というのだけがどういう兼ね合いになっているのかというのがよくわからないので、それでお聞きしているのですね。
みどりアップ推進部 担当部長		一般財源のうちの81億円が502億円の内数として使われている一般財源になります。
委	員	ですよね。
みどりアップ推進部 担当部長		想定額という表現で書いている92億円が、左側の公債費として使われる一般財源が92億と、そういう形になっています。
委	員	公債費として使われる金額で92億円分が使われますということですね。
みどりアップ推進部 担当部長		その92億円は502億円とは別の金額ということです。
委	員	わかりました。これくらいを想定しているということですね。ということは、この国費と市債で286億円を計画するということになるのですけれど、このうちの国費で入ってくるものと、市債でどれくらい充てるのかという。これ市債ですから、債権で収入しますよという話なので、それとの見合いということになるわけで、この公債費というのは、市債として発生する公債費だけを考えているのか、そうではないのかどちらですか。
みどりアップ推進部 担当部長		過去に市債を発行したものの償還、借金の返済の部分が公債費として別の項目としてありますので、その借金の返済が92億円です。新たに借金をして502億の財源としているのが、国費としては一緒になってしまっていますけれども、計画額としては286億という形になります。
委	員	ということは国費の方で、国の借金があるけれど、そっちの方は公債費としては、横浜市は関係ないのでそれは公債費には入ってこないということでもいいのですよね。
委	員	将来償還時には入ってきますよ。
委	員	入ってこない。
委	員	市債を起こして、国費はひも付きではないのでしょうか。国に返さなくていいのですよ。
みどりアップ推進部 担当部長		返さなくていいです。
委	員	そうすると、市債分は将来償還しなければならないから、それは下の一般財源から公債費のところで、そのときの計算では計上しなければならないのですよね。

みどりアップ推進 部 担 当 部 長	そういうことになります。
委 員	だから一時的に市債で借りているだけで、最後は公債費で精算しないといけない。
委 員	一番確認したかったのは、公債費等と書いてあるのは、これは横浜市が市債を発行している分の公債費分だということでもいいですね。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長	そういうことになります。
委 員	市債以外には入っていないですか。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長	入っていないです。
委 員	了解です。この後の計画のときにこれが微妙に影響するので、確認をしておきたかったのです。ありがとうございます。
座 長	この部分でいうと、本当は我々が一番知らなければいけないのは、あくまでもみどり税充当事業についてですけれど。みどり税充当事業の中で起債をする基準といえますか、どういう場合に起債をして充てているのか。例えばですが、もしもみどり税の税収が足りないから起債するのだということであれば、それこそ税率を上げざるを得ませんし、そういうことを考えるためにも、この起債の条件、特に充当事業の起債条件と、もう一つは10年債で起こしているのかなとは思っているのですが、10年債で起こして、償還できているのかとかあるいは借り替えているのかとか、その状況をちょっとお分かりになれば教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長	まず、市債をどういうものに割り付けているかということに関しましては、市債が充てられるものの考え方、基準というものがあまして、市債を発行して行った事業の受益が将来世代にもわたるものということになりますので、みどりアップ計画でいいますと、樹林地の買取りですとか、その施設の整備ですとか、将来残るものというのが基本的なものになっています。それに充当しております。 その市債が10年債か20年債かとか、市債の発行時期や償還方法といった発行条件は、私ども執行部署から要求をして、財政当局に原則的にはその条件で発行してもらっていると認識しています。ただし、市場の状況により、財政当局から発行条件の変更の相談を受ける場合もあります。
座 長	わかりました。
委 員	ちょっと今のところとても重要だと思うのですが、予算の概算要求されるときに、これは市債でやりたいっておっしゃるのですか。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長	そうです。
委 員	そのときの基準はさっきの将来世代の話ですか。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長	はい、そうです。
委 員	その規模はどうやって決めているのですか。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長	そこが正に予算要求の中で全市的にどれくらい市債を発行できるかという中でこの事業にどこまで、基準として充てられるものについては、最大値はあるにしても、そこまでいかずに全市的な中でここまでですよという枠の中で要求していくという形になっています。

		今回次の5年間の計画につきましても、財政当局と全市的な財政状況を踏まえて交渉・調整をした結果として、市債がこれくらい充てられそうだという金額を5年間の計画額として充てさせていただいて、その市債と5年間充てられそうな一般財源を合わせた額を超える額について、今回みどり税を充当させていただければという形でこの財源の内訳を作っています。
委 員		超える部分ですか。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長		超える部分です。
座 長		金額的には一番大きくなってしまいますのですね。別紙2の最後のページのところにあるような財源内訳でいくと、市債が一番大きいという形です。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長		414億7400万円のうちの150億円が次の5年は市債として計画しているというところですよ。
座 長		特に財政関係の委員の方は講義でもいっているように、将来世代の利益というところで市債そのものを否定するわけではなくて、市債ありは当たり前なのですけれど、この規模がどうなのかなというところをちょっと心配しています。
委 員		10年分を食っているということでしょう。
座 長		わかりません。10年債であれば第3期なのか、第2期なのかそれもわからないですね。
委 員		I欄ですか、これ5年事業費でIのみどり税の想定で140億円あまり、Kのうち市債が150億円、ということは大体倍というか同じくらいの数字だから、5年分だと横の部分は5年分だから全部足して10年だってことですよ。みどり税が100%入っていればですよ。みどり税の他に、ここの会計に入っていないみどり税の出先があれば、その部分は別に使っているということだけど、みどりの税収全部ここに充当しているとすると、今持っている5年分にさらに将来の5年分を先に使ってしまうということですよ。
座 長		そういうことです。全部みどり税で責任を持つという考えであれば、そういうことになります。
委 員		もちろんです。最後の始末の付け方が平たくいえば、みどり税で始末をつけるのか、一般財源で始末をつけるのかによっては、話は変わっていきますが。
座 長		終わらせ方が難しいと。
委 員		そういうことですね。
委 員		きれいに手仕舞いするには、どうするか考えないとね。
委 員		わかりました。だいたいどういう考えに至ったかというのはわかりました。
座 長		ご質問ありがとうございます。今までちょっと我々触れないようにして避けてきた部分について、ちょっと改めて今認識できましたので。はい。お願いします。
委 員		前回会議でお願いしたみどりアップ計画の第1期～第3期の実績・事業費一覧の資料はまだいただけていないということによろしいですか。
税 制 課 長		今の〇〇委員がおっしゃった、第1期から第3期の実績・事業費一覧の各項目間の割合の記載については今日の一番最後に説明した別紙3です。
座 長		〇〇委員、ご質問いただければと思います。まずは資料の整理をしますけれど、まずは前回会議の宿題の部分を終わりにしました。その上で今回のご説明資料なのですが、これをバラバラに3か所に分かれているので、皆さん頭の中を整理していただければと思うのですが、本日、資料の1というのでご説明いただいたものが事業別の個票になっています。内部評価で使うような形になっているので、事業の成

	<p>果あたりについてはちょっと違和感がある委員の方もいらっしゃるかなとは思いますが、とりあえず個票があります。ここには数字が載ってはいいるのですがちょっとよくわからない数字というのか、全体の中でどこにいるのだというのがわからなくなります。そのためにご用意いただいたのがこの2つの縦のA3のもの。これが別紙4で、こちらがこれまでの各事業を個票の金額、我々が一番知りたいものです。今までやってきたことがどういう金額の使い方になったのだろうというのが別紙4というものです。ここまで細かな資料を見るのは、なかなか審議会はないと思いますので、税制調査会あるいは環境創造局もしっかりと横浜の場合はやっているなと思います。それと同時にもう一つ、組み合わせで見ないといけないのですが、別紙4が過去、別紙2がこれからということになります。ですので、この個票と別紙2と4と合わせないで見ないと全体というか、それぞれがわからないということになります。個票の評価をするためには、別紙4で、これまでどういう金額を投入してきたのだろうかということを見ていただいた上で、別紙2を使って、これからこの先の5年間どうするのかということをご判断をいただければということになります。さらにそれを丸めたものが別紙3ということになります。これが一番の柱で、個票をそれぞれ柱ごとにまとめた数字です。ですので、この先ご意見ご質問いろいろいただければと思いますけれども、ちょっと見るのが大変なのですが、どこからでも結構です。一番多分今〇〇委員の方からすでに別紙3についてのご意見等々が出そうなので、まずはこちらから取り掛かりたいと思いますが、〇〇委員お願いします。</p>
委員	<p>はい。資料の見方なのですが、別紙4の1枚目の(1)は柱を意味するものというように思いますが、どうでしょうか。みどり税の充当の69.1%と別紙3の67.8%、それからその次の柱2のところの次のページのパーセンテージが微妙に違うのですが、(2)1ページ目のところの10.9%、それ以降の2期目3期目は合っていました。</p>
座長	<p>なるほど。</p>
委員	<p>表記の仕方も柱1って書いていないので、(1)が柱1なのかかわからないのですが。そこだけずれていて、あとは合っています。</p>
みどり政策調整担当課長	<p>まず別紙4のA3の縦長の数字についてでございますけれども、その裏面をお開きいただきまして、事業費総計の下でございますけれども、計画額は、欠損法人対応等を踏まえた額ということで総計をさせていただいたものでございます。 別紙3について、こちらの方の数字は純粋に計画額というもので、ここで若干の齟齬が出ているというものでございます。</p>
委員	<p>すいません、欠損法人対応等を踏まえるというのは具体的にいうとどういうことですか。欠損の埋め合わせにここから支出するという意味ですか。</p>
みどり政策調整担当課長	<p>第1期みどり税のときはですね、欠損法人から、いただいていたんですけど。</p>
委員	<p>欠損法人というのは納税者の話ですね。特殊法人、外郭団体ではなくて。</p>
委員	<p>前回、分かるように数字をください、ベタな数字でもいいのでくださいというふうにお願いしていますので、まとめていただくのは、もちろんしていただければありがたいのですが、言い分はよくわかりますけれど、これを見て理解するのはちょっと厳しいです。2期とか3期は整合性が取れているんですけど。なぜ2期目、3期目は別紙3と別紙4は同じ数字になるのに、この1期目はずれるというのはどういう理由なのですか。今の欠損法人対応等を踏まえた額だからという説明が、私は</p>

	理解できないので教えていただけますか。あと、(1)は柱1と書いていいのでしょうか。
みどりアップ推進部 担当 部長	そうです。わかりづらくて申し訳ありませんが、1期目はですね、そもそもみどり税を入れたときに、最初2年間は欠損法人には課税しないという前提でみどり税がスタートしています。3年目4年目5年目も毎年それを延長するかどうかを市会で議論していただいた上で、結局5年間、欠損法人からはみどり税をいただかなかったという経緯があります。その関係で、どの前提での額にするかで、別紙4と別紙3で、みどり税の充当率が違ってしまっていてわかりづらくて大変申し訳ありません。ちょっとそのあたりの前提を整理した上で、改めて、わかりやすい形でお示しできればと思います。
委 員	わかりました。そうすると、別紙4は基本的に表題が実績・事業費一覧となっているので、こちらの数字のほうが低いわけですね。別紙3が計画になっているから、合計額が1期に関しては違うというのはそういう理由だと。2期と3期は整合性が取れている。別紙3と別紙4の整合性が取れているという理解でいいですか。
みどり政策推進 担当 理事	2期と3期は欠損法人の課税免除をしておりますので、そういう数字になります。わかりにくくて申し訳ありません。
委 員	48,488百万円の話ですね。
みどり政策推進 担当 理事	はい。
委 員	ついでに(1)が柱の1のことであるとわかるように変えておいてください。
座 長	ちょっとよくわかりませんが、とりあえずは少し数字が違っていただきますので、2%ぐらい違うのですが。これ以外いかがでしょうか。 本日のメインの議題からすると、今までの3期15年分の実績を踏まえてこの個票の事業を次の5年間でこういう予定になっていると、それとみどり税との関係がどうかというところの判断になっていきますけれども、何かご質問あれば。
委 員	別紙2について教えていただきたいのですが、国費を使っているのが2か所あって、これ具体的に国費の何費になるのか、もしおわかりになれば教えていただきたいのが1点目です。 2点目、柱2の②の充当って書いてあるところが、市債が充てられているのですが、農園付公園の整備で市債が70%くらいで残りがみどり税ということで、具体的には何をやっていらっしゃるのでしょうか。
座 長	はい、お答えいただけますか。
みどりアップ推進部 担当 部長	まず、2点目の柱2の②の農園付公園の整備ということになるかと思えますけれども、この事業につきましては、現状は農地であるけれども、農家さんが農地として継続できなくなった土地を市がみどりアップ計画の事業として買い取って、農園付きの公園、家庭菜園ができる公園を作る事業ということになります。都市公園として整備をしますので、将来にわたって残るということで市債を充当して事業をしているという内容になります。
委 員	50%を超えるのはなぜですか。
みどりアップ推進部 担当 部長	市債の割合がということでしょうか。
委 員	事業費に対する割合です。
みどりアップ推進部 担当 部長	市債の充当率については、総務省の方でどれくらいまで充当していいですよというのを基本的な考え方といいますか基準が示されていますので、それに応じて、充

	<p>当しています。</p> <p>ただ、市全体の市債の発行額の上限がありますので、その中でこの事業についてはこれくらい充当する計画としているという形になります。</p>
委 員	<p>この写真のようなものが作られているという理解でいいですか。</p>
みどりアップ推進部 担当 部長	<p>そういうことになります。</p> <p>それから1つ目のご質問の国費の名称ということですがけれども、大きく二つありまして、1つはその特別緑地保全地区の買取り、あるいは初期整備をするときに充当できる国費のメニューがありますのでそれを一つ使わせてもらっています。</p>
委 員	<p>補助金ですか。</p>
みどりアップ推進部 担当 部長	<p>交付金ですね。社会資本整備総合交付金という名称です。</p>
委 員	<p>省庁またぎのものですか。</p>
みどりアップ推進部 担当 部長	<p>所管の国土交通省に対して我々は申請します。</p>
座 長	<p>整備交付金だから、多分二つぐらい関わっているのではないかな。</p>
みどりアップ推進部 担当 部長	<p>もう一つが、都市公園の整備に対して使える交付金というのがありますので、それも同じ、社会資本整備総合交付金で、それを使えるものは使っているという形です。</p>
座 長	<p>メインはほぼ国交省でしょうね。</p>
委 員	<p>今のものに関連していいですか。</p>
座 長	<p>はい、お願いします。</p>
委 員	<p>今の、柱2のおっしゃっていた農園付公園整備のところの、みどり税想定充当額の289百万円と市債で賄う1,158百万円、これの割合というか数字の大小ってどうやって決めているのですか。</p> <p>全部が市債で賄えないので、みどり税で足りない分を補っているのか、あるいは逆ですか。</p>
みどりアップ推進部 担当 部長	<p>前者になります。なるべく市債を割り付けた上で、不足する部分についてはみどり税を充当させていただいているという形です。この事業単独というところもありますけれども、全体で、次の5年間でどれくらい市債が充てられるのかという中で各事業にそれを割り付けていると。その中で、この農園付公園の事業についてはこういう割合になっているというのが実態です。</p>
委 員	<p>そうすると、割り付けの基準とは、どういう基準なのですか。</p>
みどりアップ推進部 担当 部長	<p>市債とみどり税です。</p>
委 員	<p>それから各事業。</p>
みどりアップ推進部 担当 部長	<p>先ほどご説明させていただきましたように、市債は充当できる事業が決められていますので、充当できる事業に市債を割り付けた上で、あとみどり税も使途が限定されていますので、そのみどり税の使途に該当するものについては、その足りない部分についてみどり税を充当するというので、トータルの金額の中で各事業をみながら作業をした結果として、この一覧表になっているという状況です。</p>
委 員	<p>そうすると今ので、みどり税の想定が289百万円になっているのは、250百万円ではなくて289百万円であるということの意味はどういう意味ですか。250百万円ではなくていくらでもいいのですよ、200百万円でもいいのですよ。289百万円の意味するところを教えてください。</p>

みどり政策調整 担当係長	この事業に対して国費・市債を最大限活用して、なおかつ不足する分が289百万円ということでみどり税を充てさせていただいています。
委員	そうすると、全体の事業費がまずあって、市債、国費で充当できる部分に先にそれではめて、事業規模は小さくせずに足りなくなっている部分だけみどり税を入れている。
みどり政策調整 担当係長	そうですね。
委員	そういう順番なのですね。そうすると、どの事業にみどり税をどれくらい入れるかというのは、ある意味じゃ抽象的には全くルールはなくて、事業規模によって決まるということですね。
みどり政策調整 担当課長	事業規模といいますか、行う事業がどういったみどり税の使途に当てはまるか、ということではまず対象の事業が決まり、そこにみどり税をどれくらい充当するかということについては、全体の中でもうみどり税がどういう形になっていくかというのは見えてきますので、足りないところにそれは充てていくと。
委員	すみません。これは全然わからないので伺いたいのですが、どういうふうに見えてくるんですか。
みどり政策調整 担当課長	今申し上げましたように、行うべき事業、また事業量がまずあります。
委員	そこは固定してしまうのですね。
みどり政策調整 担当課長	はい。横浜として次の5年間で緑の取組をやるためにはこれくらいの事業ボリュームというのをまず検討させていただいて、その上で事業費を算出させていただきます。その出てきた事業費に対して、国費、市債を充てさせていただいて、その上で足りない部分についてみどり税を想定していくというやり方をさせていただいているということでございます。
委員	だから事業ごとに何割ととか。あるいは、みどり税の税収って、先日いただいた資料だとほぼ安定していると思うのですが、それとの関わりで税収が動けば充当比率は変わるとかという発想ではなくて、事業規模が固定になっていて、それで国費でまかなえるところは国費でまかなって、市で借金する部分は市で借金して、かつ事業は動かさないで事業総額の必要額は動かず、結局、それで足りない部分にみどり税が充当できるという理屈がつけば、みどり税を充当しているという意味ですね。
みどりアップ推進 部担当部長	基本的にはそういう考え方です。
委員	わかりました。
座長	今問題になっているこの農園付公園の場合には、これは起債が先にあってみたいな、起債額を決めてからみどり税を充てる金額が決まるみたいなご説明だったので、この起債額の方はもっぱら、国との協議の充当率でお決めになっているのか、それとも充当率がわかった上で、横浜市としての起債限度みたいな、そういうものがパラメーターで入ってきた上で決まるのか、どちらですか。
みどりアップ推進 部担当部長	両方ありますけれども、どちらの比重が高いかというと、座長がおっしゃっていただいた後の方で、横浜市としての、この事業については5年間でこれくらいしか使えないという中で決まってきたものです。
座長	わかりました。ありがとうございます。 もう一つはこれ充当率かなり高いですが、これは交付税措置の対象になっている

	のですか。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長	起債をするとそれが国の制度に基づき、該当するものは、交付税を計算するときの基準財政需要額には入ってくると思います。
委 員	そうすると、全体の中でこの事業にこれだけ起債できるよねという、全体の起債の中でのバランスの取り方って事業局ベースではどのぐらいになっているのですか。財政局からは多分別の話が出てくると思うのですが、事業局側から見ると、全体の起債の中で、うちではこの部分にこれくらいは割り当ててほしいというのはどういう説明の仕方なのですか。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長	事業局としては、市債が充てられるものについては充てたいと考えていますので、できる限り市債を充当させてほしいという、立場としてはそういう立場で交渉しています。
委 員	それは「できる限り」なんですね。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長	そうですね。充当事業で充てられる分にはできる限り市債を充てたいという主張はさせていただいています。
委 員	なるほどわかりました。ありがとうございます。
座 長	ありがとうございます。他いかがでしょうか。
委 員	お金と直接関係ない話になって大丈夫ですか。
座 長	はい、どうぞ。
委 員	資料1の12、13のところは柱1の買取りですよ。買取りの話をして12、13で書いてあるのですが、それと宿題の部分の別紙5の1ページの、最新のどこまで保全したか、してないかを合わせてみていったときに、これまで頑張って、2,800haあるうちの1,556haまでやって、残り1,300haですというのはまずこれでわかりますよね、トータルのところ。それで1,300ha全部これからも買取り続けるかと思ったら、そうじゃなくて440haしかこれから先は保全できないだろうというふうに13を見たのですけれど、そうすると残りの860haはもう何もしないのかというのが質問の1つ目です。 それで440haのうちでこれから5か年かけて180haやりますということなのですが、440haに関しては5か年だから、おそらく現実的にはもう180haくらいしか無理で、残りはまた次の5か年で頑張って買取って保全していきますよという見通しなのかどうかというのが2つ目です。わかる範囲で教えてください。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長	まず、数字の見方ですが、保全対象となる樹林地が2,800haありまして、そのうちこれまでに保全したのが1,556haです。残りの1,300haが未指定の民有樹林地ということになりますので、次の5年で180haを指定したいというのは、1,300haの中の180haを網掛けして保全をしたいと、そういった数字になります。 そして、13ページの444haという数字がありますけれども、これは今現在将来買取りの可能性がある土地の面積を示しておりまして、1,300haですとか180haとは別の数字になります。この444haがこれまでのトレンドで、買取り対象の制度で指定されていた面積になりまして、毎年だいたい4.3%ぐらい買入れ申し出がくるので、その買取りに対応できる費用をこの事業計画の中で見込ませていただいていると、そういう構造になっています。
委 員	ということは、1,300-440は860haぐらいですか。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長	444haは1,556haの内訳になってきます。 すでに444haというのは将来買取りが発生する可能性がある土地ということなので、何かしらの緑地保全制度で網掛けをしている土地です。ですので、2ページで

	<p>いいますと、左側の青い保全済みの1,556haの方になるということです。右側の1,300haはまだ何の保全もされていませので、次の5年間でこのうちの180haはやりたいということです、残りが1,120ha。それが次の5年、計画通りできたとしても残る樹林地ということになるかと思ひます。</p>
委員	<p>理論的のそれは最後まで買ひ取って保全したいというふうな話になっていくのですか、それとも現実的にはそれは何かの理由で無理なので、せめてここらまでは、みたいな見通しはあるのですか。</p>
みどりアップ推進部 担当部長	<p>みどりアップ計画の上位計画の「水と緑の基本計画」というところで、緑の総量は維持していきたいという目標を掲げていますので、基本的な考え方は、この1,300haは、次の5年ではできないかもしれないですけども、守ってきたいという計画になっております。それが将来5年後さらにどうしていくかみたいなところは、今後議論されていくところはあるかと思ひますけれども、現状では1,300haを全て何かしらの形で保全をしていきたいと、そういう計画になっております。</p>
座長	<p>この資料でいっている「保全する」というものをもう少し具体的に説明するとどうということになりますか。要は指定してありますよというのが保全済ですか。</p>
みどりアップ推進部 担当部長	<p>そうですね。緑地保全制度はいくつかの種類がありますので、未来永劫、緑として残すというような都市計画で決定するような制度もありますし、当面10年間は残してくださいという契約を結ぶ制度もあります。</p> <p>色々な制度がありますがけれども、そのような制度で、何かしら網掛けしたものがトータルすると1,556haあるという形です。</p>
座長	<p>ちょっとこれ、市会とかに資料を出される時にも何か説明があった方が、誤解がないかなと。これ保全済みといとなんか、買ひ取ったみたいに思ってしまうので。これはいろいろな何種類かある、きついものとゆるいものとあわせて、要は契約を結んだというかその約束を交わしている土地の面積の中で買取りが起きているので、青くなっているところでも別に市が買ひ取っているわけじゃないということですか。</p>
みどり政策推進部 担当部長	<p>すでに市が買ひ取った土地も含めて入っています。</p>
座長	<p>入っているけれども、それは狭いということですよ。ちょっとこれ、かなり誤解が出そうな資料かなと。</p>
主税部長	<p>そうすると内訳を作れるでしょう。</p>
座長	<p>内訳を出したほうがいいですね。</p>
主税部長	<p>全部買取りではないので。当たり前ですけど。</p>
座長	<p>将来的にどうするかまだね、なかなか。</p>
課長	<p>4.3%程度が実際の買取りになるというふうに資料に落ちていると思うんですけど。</p>
座長	<p>しかもまた動きそうですし、社会環境が変わると変化しますので。少し今のご質問いただいたのでよくわかるようになりました。あとはいかがでしょうか。一番これ大事なところです。</p>
委員	<p>全く何も知らない人が、ぱっと見たときにぱっとわからないのが心配というか。どのぐらいの規模のものをやろうとしていて、この分足りないのみどり税でお願いしますが、ひと目でわかるような図みたいなものというのは、ご用意はないですか。説明していただくとすぐわかるのですけれども、市債が先ですよというエクセルの図も、みどり税が先に来ちゃうので、みどり税ありきみたいな形になって</p>

	いて、市債が先ですよ、足りない部分がみどり税なのですよというような、ビジュアルで訴えるような資料があると素人的にはわかりやすいのかなと思った次第です。
みどり政策推進部 担 当 部 長	そこは工夫してやってみたいと思います。
座 長	その他、いかがでしょうか。
委 員	保全対象の未指定民有樹林地の総量は、130haというのを言いたかったという理解でよろしいでしょうか。
みどり政策調整 担 当 課 長	そうですね。
座 長	気持ち的にはそうでしょうね。
委 員	わかりました。総量だから、全体の2,800haを示されているのかなというふうに思ったのですが、そうではなくてこのタイトルの言いたかったことは1,300haってことを言いたかったということですよ。
座 長	1,300haが危機にさらされていますということをおっしゃっている。
委 員	それが未指定だよということ。
みどり政策調整 担 当 課 長	未指定民有樹林地の総量ということです。
みどり政策推進 担 当 理 事	両方ですね。2,800haの内の約5割、1,556haについては、すでに指定をして、担保させていただいたということで、今ご指摘のとおり、それ以外の未指定のところが1,300haありますという、その内訳を相対的に示したかったということです。
委 員	保全イコール指定ではないですよ。
みどり政策推進 担 当 理 事	保全イコール指定です。言葉の使い分けがあってわかりにくいですが。
座 長	もしもあればこの内訳をまた次回教えていただければというふうに思います。
委 員	蛇足なこと申し訳ないのですが、こういう未指定のところとかを、よく最近話題になっている中国資本がどんどん買い取っているみたいなことは横浜では起こっていないのですか。
みどりアップ推進 部 担 当 部 長	我々も全ては把握できているわけではないのですが、外国資本が大量に横浜の土地を買っているという話は、今のところ聞いたことはありませんので、もしかすると部分的にあるかもしれませんが、大きな流れにはなっていないのではと思います。
委 員	わかりました。ありがとうございます。
座 長	他、いかがでしょうか。ご質問出ないようですので、あえて前回の宿題の最後のところとの関係で別紙3なのですが、委員の皆様も認識していただいたように、第3期がかなり我々の意思というかみどり税を作ったときからの考え方からすると少し柱の3がどんどん拡大をしていっていたという傾向にありました。それが次期計画、これから先の5年間では、やや元に戻し気味にするというところですので、少し安心かなというふうに思っているのですが、何かご意見あればここでお願いします。第1期、第2期、第3期と、柱の1から3への比重の移動がかなり起きていたので、それを心配していたわけですが、10%以上移動しましたので。それが今回の原案では少しですけども元に戻すということ、5、6%は戻るとい形になっています。 我々とする今回、柱1に比重が戻るということについて、評価すべきかなというふう

		には思います。ただしもう一つ、今日ご説明で出てきていないのですが、事業費の総額をご覧くださいますと、来期から502億から次期5年になると、事業費総額が相当落ちているのですね。これもあわせて少し認識をしていかなないといけなくて、要は全体の金額が縮小した中で柱の1に少し割合が戻っているという現況ですということですね。
委 員		かつ、みどり税が増えている。
座 長		みどり税の税収は自体は、住民税は好調なので伸びているという形にはなりません。
税 制 課 長		均等割なので、納税者が増えると税収は増えます。
委 員		充当額です。14186（141億8,600万円）でしょう。
座 長		逆にこれは我々から事業局に対してのご質問になってしまうのですが、今日は非公開ですので、事業費総額がこうやって抑制されている中でみどり税の充当事業自体は、増えているとはいえ、みどり税をもっとほしいとかいう御意向がおりなのかおありではないのかということなのですが、率直に言っていただければ。これで財源が足りているのか足りてないのかという、我々これから今回と次回で税率の検討をせざるをえませんので、現状のままでいいのかそれとも増やした方がいいのかどうかという点なのですが、率直に事業局としてのご意見はいかがでしょうか。
みどりアップ推進部 担当 部長		今回原案として総事業費約415億円ということでお出ししていますけれども、素案の段階では430億円から450億円ということで市民意見募集もさせていただいております。その後庁内の議論の中でどこまで次の5年間、この取組みに事業費をかけられるのかという議論の中で415億円に圧縮してきたという経緯がありますので、事業部署としては、元あった430億円から450億円の事業ボリュームというのは、やりたいということでスタートはしていますけれども、全体の状況の中で今この金額に落ち着いているというのが正直な状況です。
座 長		特に我々税制調査会からすると、先ほどから申し上げているように、柱の1を重視していますので、買取り見込みが440haというのをいただいているのですけれども、例えばですがみどり税を増税するとこの樹林地買取りが増えるというような見込みなどはあるのですか、ないのですか。
みどりアップ推進部 担当 部長		415億円で計画するときも、樹林地の買取りだけはできない状況にはならないように、そこはきっちりとまず担保した上で、他の事業費で調整しているというのが実態です。
座 長		財源はあまり関係ない。
みどりアップ推進部 担当 部長		そうですね。樹林地の買取りに関してはこの枠組みでも十分といいますか、やっていける金額かと思います。
座 長		わかりました。他にはいかがでしょうか。
委 員		本当にそれでいいのですかね。というのは、みどり税は141億円も上げられるわけですよ。これは、見ていてわかるように順調に収入が増えていて、みどり税は入ってきている。これでいくと、事業総額が約415億円に抑えられるということは何をいっているかということ、国費と市債で充てる部分と一般財源の部分が簡単にいうと圧縮されるということになるわけで、そうすると市債も圧縮されるということは、費用としてかかってくる公債費も、逆にいうと少し圧縮されるかなど。こういう構造になっているので、将来に向けて横浜市財政の状況を考えると、やむを得ないと考えるのか、それとも、みどり税を徴収しているのであるから、もうちょっと緑を充実させるためには、もうちょっと負担をしてもらおうかというのが多分座長の

	<p>言いたいところじゃないのかなと思うのですが。財政の皆さんがいらっしゃるの、なかなか微妙なところなのですが、事業部としてはそういう総額で今のところは、予定で5年間の計画を立案するというのでいいのですか。何を言いたいかというと、みどり税の税額を議論するときに900円で9%ってやっているのを、今座長のいっているように、もうちょっとこれを充実するために、例えば1,000円で10%の負担を市民の皆さんにお願いして、さらにこれを充実するという提案を考えるかどうかということも、今後我々議論しなければいけないので。</p>
<p>座長</p>	<p>そういうことです。別に我々の意思があるなしにかかわらず、いろいろな可能性という条件を探るのが我々の仕事ですので、今事業局のご意見をお伺いしましたが、我々どうこうしたいではなくて、市の財政そして緑のために、どのパターンが一番効果的で、将来世代にも良いのかという判断をせざるを得ませんので、今、〇〇委員に補足していただいたように、場合によっては100円増税すると、増額して1,000円にするということを我々、報告書で書くのは別におかしなことではないので、その報告書を市長にお渡しをした上で、市長に御判断くださいということですので、我々900円のパターン、1,000円のパターン、1,100円のパターン、3パターンぐらい報告書を出してもいいですので、それはもう前提として今お伺いしたという次第です。本日の議論で少しわかってきましたが、みどり税の収入額うんぬんよりは先に市債があったり、あるいは補助金が入ってきたりということがあるので、なかなかこのみどり税から考えるというのは難しいというのはわかりました。けれども、今後の計画事業費でかなり20億円ぐらい減っているということを見ると、我々としてどうするかということのをまた後で税制調査会として検討させていただきたいというふうに思っております。</p> <p>それではそろそろ予定していた時間になっているのですが、環境創造局へのご質問があれば最後にお出しただければと思いますけれども、よろしいですか。</p> <p>それでは本日、次期計画についてご説明いただきありがとうございました。途中で申し上げましたがこれまでの事業費ですとか、あるいは個々の事業の金額の予定額、ここまでお出しただいて大変立派な資料かなというふうに思います。本日まで宿題も出させていただいたところもありますけれども、引き続きぜひよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。</p> <p>それでは環境創造局さんが退室をされる間ですけれども、次の議題に進みたいと思います。資料ナンバーで言いますと資料の2ということで財政局と入っている部分になります。現行みどり税について、今後、この5年先どうするのかということも含めて、まずはイントロダクションということで、これまでのみどり税がどうであったかを、まずは確認を作っていきたいというのが今回の内容です。事務局、よろしいですか。それではまず、資料2についてご説明をお願いいたします。</p>
<p>税制課長</p>	<p>事務局から説明させていただきます。現行税制の検証ということで、今のみどり税の制度はどうなっているかという振り返り、及び次期税制案の考え方の整理。その2点について説明させていただきます。</p> <p>論点としまして、現行税制の検証については課税手法の問題、課税期間、税率、これらの評価、それから横浜みどり税条例における税制上の追加措置ということで、いわゆる900円、9%の税率以外の部分、固定資産税等の軽減措置というのを横浜みどり税条例の中で位置づけておまして、これに対する評価はどうなのかということ。</p> <p>それから2つ目、次期税制案の議論に向けては、現行税制の検証結果を踏まえ、</p>

次期税制案をどうするのかというところ。それから次期計画における充当候補事業の検証、今日一部やっただけでしたが、これを踏まえた税率の考え方。こういった形で議論する必要があると思っております、会議時間の残りが少ない中で恐縮ですが、今回と次回で2回に分けて議論する必要上、次期税制度については税率の部分は次回また議論するとして、今回はそれに至るまでの部分、ここを検証できればと考えております。

まず現行税制の概要でございます。やや細かい内容になってしまいますが、振り返りです。みどり税の根本ということで、みどりアップ計画の取組により受益は広く個人法人に及ぶことから、その財源については広く薄く市民の負担を求めることとしている。そして市民税の均等割の超過課税を実施しています。

税率については、個人については900円、法人については、年間の均等割額がそれぞれ区分ごとに決まっておりますので、これの9%相当額ということで決めております。課税期間につきましては平成21年から始まりましたが、5年間ということでやっております。それから、税収です。現行のみどり税の税収はこれまでのペースでいきますと約144億円入ってくるのかなと。4年度までは決算で数値固まっているんですけど、5年度についてはまだ予算額です。年間通して今29億円ぐらいの額となっております。

納税義務者数については、個人が201万人、法人が11万者ということで、個人の納税義務者数は毎年だんだん増えているような状況でございます。

それから先ほど申し上げた固定資産税の軽減措置は2つありまして、1つは緑化基準を超える緑化に対する軽減ということで、一定の基準を横浜市のほうで設けているのですが、それよりもたくさん緑化して、緑の部分を増やして建築物を建てていた場合、その上乘せの部分に対して、固定資産税・都市計画税の4分の1を10年間軽減するという制度がございます。

10年間やりますので、累計の表になってはいますがけれども、5年度に実際にいくら軽減しているかといいますと、右下のところですね。5,399万8,000円ということが全体の軽減の合計。筆数で言うと左にあって合計で589筆、79.1haの部分が増乗せ緑化されているということになります。

次が、もう1つありまして、宅地内の農業用施設用地に対する軽減措置ということで、農業用施設という納屋やトラクターを入れるようなところですが、通常住宅の敷地だと宅地の課税になりますので高くなるのですが、それを農業のためのものだったら少し安くするということで、10年間軽減するものでございます。

これも同様に、全体については352筆、5年度については1,125万1,000円の軽減の実績があるというところでございます。

ここまでが現行税制の検証になりますが、続きまして、この評価をどうするかということ、それから次期をどうするかという話になります。現行税制のこれらを行うにあたって主な観点ということで、論点を整理しております。

まず課税手法について、市民税の均等割への超過課税、これは市民の受益と負担の観点からこれまでも行っているところですが、これらがどうなのかということ。

それから2番目は課税期間です。5年間は一応期間を区切って事業効果を検証する観点から5年にしてはありますが、それが妥当なのかどうかということ。

それから税率になります。今の税率の決め方は、横浜みどり税充当事業費から税率を算定すると。先ほどの話でいけば、142~3億円ぐらいが必要だからということと税率を決めたということになっております。この具体的な税率をいくりにするかと

	<p>というのは次回の議論に回したいところではあるのですが、本日は整理としまして、個人・法人間の負担割合は今個人100円につき法人1%ということで決めて900円、9%ということでやっておりますが、これは制度導入当初からそうなのですが、その仕組みというのですかね、形づくりはいいのかということですが。</p> <p>なお、横浜みどり税導入以降、均等割の税率について税制改正は個人・法人とも行われていないという事実がございます。それから森林保全関係で各府県でいろいろ超過課税を行っているのですが、概ね、100円につき法人1%というような制度設計がされているという現状がございます。</p> <p>それから固定資産税の軽減措置につきましては、2つあるのですが、先ほど見ていただいたとおり一定の実績がございますので、緑地や農地、農景観の維持管理負担の軽減を図り、一層の市街地等の緑化誘導や農地、農景観の維持保全を図る観点からどうなのかということ。こういった論点があるかと思っております。</p> <p>以下、参考までに、各府県等の先ほど申し上げた100円1%の状況になっているという資料です。あとは、横浜みどり税条例の条文を抜粋したものでございます。したがって、最後に申し上げました論点2ページですね、この辺が次期に向けた議論、並びに現行のみどり税の検証というような形になろうかなと思っております。説明は以上でございます。</p>
<p>座 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。このスライドを、ちょっとこのままにしておいていただいて、まず課税の考え方についてですが、もう15年やっているのでも改めて言う必要があるかないかなのですが、我々としても忘れがちになりますので、ちょっと確認をしておきたいと思えます。</p> <p>これは均等割分の超過課税をやる場合の課税の根拠についてですけど、やはりそれを充当する行政サービスがいわば市民が共同消費するものということで、市民全員漏れなく受益をしていますということが言えるもの。</p> <p>したがって、先ほどから環境創造局からいろいろありましたけれど、我々がこだわっているように柱の1こそが市民が共同消費する行政サービスでしょうということで、買取り、保全というところに重点を置いているということです。</p> <p>逆に言うと柱の3のような、何かお花畑作りましようとかいうものについては、やはり個人個人で、そんなの俺は知らないよって言う人が出てきて、共同消費と言にくいかなというところがありますので、柱の3そして柱の2についてもやはり生業への支援になりますので、これも共同消費とはちょっと言い難いということで、柱の1、これを何とか6割、7割の比重を保っていきたいというのが我々の課税の根拠です。</p> <p>税制調査会として表に説明するときには、この説明が一番必要になるのだらうと思えます。何かもう受益と負担というところありふれている言葉なのでちょっと新聞記者さん等々にも理解されないのですが、今のようにあくまでも我々は、市民全員が共同消費する行政サービス、これの財源を集めているのですという説明なのかなと思えます。</p> <p>この点で何か委員の皆様の方で補足していただけることがあれば、よろしいでしょうか。</p> <p>これが我々の出発点だと思います。その上で、時限立法5年というのは妥当ですので、次回、この点は何かご意見あればですが、長すぎるのか短いのかいろいろあるかもしれませんが、普通に考えると、他の府県も含めて5年かなと、いうところ</p>

		<p>で見直す。しかも5年ごとにこうやってきちんと検証をしている自治体はなかなかありませんので、我々税制調査会とすると、胸を張ってきちんと更新のときに審査をしていますということが言えるかなと思います。</p> <p>最後、税率については、一応次回ということになっていますが、もう一つ実は漏れているなどというのがあって、おそらく〇〇委員がご発言されるかなと思ったのですが、いわゆる国税、森林環境税等の関係について、我々意見を固めておかないといけないかなということがあるので、論点にもう1項目追加した方がいいかなと。特に、来年からいよいよ課税が始まりますというか増税が始まりますので。改めて、もうすでに譲与税はきているので、環境創造局じゃないところで使っている。</p>
税制課長		教育委員会事務局ですね。
座長		学校建設ですね。そういうものとの関係をどうするのか。いかがですか、〇〇委員。いつも発言されるのですが。
委員		<p>論点として1項目ぜひつけ加えてください。座長がいつも言っているとおりで、安売りの住宅を作るように、変な税金を入られたので。今回横浜市でやっているみどり税というのは、もう全然、趣旨が違うということを明確しておくのがとても大事だと思っています。まさに皆さん、全員がやっぱり共同で受益する、そういうサービスなのですよね。緑を充実して、より良い環境を維持させるというところに、この税の趣旨があるわけなので、ぜひそこを。</p>
座長		どう説明しましょうかね。国税の方が何なのかよく分からないので、どうしてもあちらを批判したくなるのですが。
委員		あまり批判しないほうが良いのではないですか。
座長		我々はこれをやっています、向こうは何やっているかわかりませんという書きぶりになるので。横浜に日本一譲与されていますと言われても、「えっ」という。
委員		はっきり書くかどうか。
委員		見直しはするのでしょうか。
主税部長		人口割を減らす話は新聞報道でありましたので、年末の税制改正大綱に載ってくるのだらうと思っています。
座長		<p>そうはいつでも、まだ人口部分を減らしたとして、多少森林自治体に譲与が行くということで、あくまで整理からすると、みどり税との違いを我々には出さなければいけないわけで、みどり税というのはこういうものと、開発圧力にさらされている横浜市で緑、緑地守るためのものなので、森林という少し里山から奥山にかけてのところを整備したり、地権者がいないものの、地籍を調査したりする目的の森林環境税とは違うのですよという言い方に多分なります。</p>
主税部長		そうですね。その棲み分け論のところは、ぜひ委員の皆様の御意見をいただきたい。
座長		<p>単純にその使い道を変えましょうというのだと、何で学校を「木造にしなければいけないのだ」みたいな話になってきてしまうので、そもそもの目的のところではちょっと区分けしておきたいのですよね。</p> <p>我々もちろん考えますけど、次回に向けて事務局からもこの仕分けの仕方、どういう書きぶりにするのか。どういう形で仕分けをすればいいのかというのを、次回に向けて少しアイデアをいただければと思います。当然、次回の検討項目の中に一つそれを追加していただいて。県の超過課税は「水源」と名がついているのでちょっとやりやすいんですけど、あっちは水源ですよということなので。国税の森</p>

		林環境税と神奈川県の水源環境保全税と横浜みどり税との違い。これを1項目入れましょう。どうでしょう。今のところでご意見いただければ、アイデア等々。
委 員		<p>少し違う質問になると思うのですが、今回は事業費が減っていったらいいじゃないですか。</p> <p>これまでの蓄積があるから、これまでいろいろ取得したとか保全したとか、特に柱1のところとか、蓄積があると思うのですけど。</p> <p>それに対して、今までの蓄積と事業費の減り方というのは、ちゃんと相応であるというふうに捉えたほうがいいのか、それとも先ほどの質問もあったのですけれど、環境創造局が多少我慢している。横浜市の予算見合いで少し我慢していると捉えたほうがいいのか、蓄積をどのように捉えていったらいいのかというのがちょっとよくわかりません。</p> <p>前回のお花の話は、球根だと毎年植え替えるということでだいたい同じ経費がかかるのはそうだろうと思うのですが、蓄積部分はどれくらい目減りするものなのか、維持経費としてかかるものなのか、それとも開発が必要になると考えるのか、そのあたりを青木座長の御意見をお伺いしたいです。</p>
座 長		<p>事業局である環境創造局に聞かなければその部分はわからないし、聞いてもお答えはいただけないかと思えます、正確には。私が周りから見ている限りで言うと、蓄積と財源圧縮については関係ないと思えます。そもそもが、この蓄積があまりにも先が見えません。</p> <p>〇〇委員からもご質問があったように、いつまでやるの、2,800haどこまで買い取れるのか、買い取れないのか、買い取らないで指定して終わるのかどうするか持っている先行きを持っている方が誰もいない。</p> <p>なので、今までの蓄積がこれだけありますよといっても、これが全体の横浜市の将来に向けての中のどれくらい蓄積なのか、あまり役に立たないものなのかというのはわかりません。</p>
委 員		これまでやってきて、蓄積できているというのは言わないほうが良いということですか。
座 長		買取りの面積がわからないので、今日、内訳を出してくださいとは宿題にしておきましたけれど、あくまで指定ですから。10年指定の所は10年たてば切れてしまい、また未指定に戻ってしまうわけです。
委 員		今日環創局としては、わかっているこの資料が出てきたという感じですか。
座 長		この資料で、要はまだこんなに未指定ありますよとおっしゃりたいのだと思います。
委 員		それだけですよね。
座 長		実績でその蓄積を誇るよりは、できていませんよと。
委 員		とめどないのですよ。平たく言うと。
委 員		それでは、それなりに意図は持ってこの資料が出てきていたということですか。
座 長		そうですね。
委 員		わかりました。その加減がちょっとよくわからなかったの。
主 税 部 長		先ほど環境創造局も言ったと思うのですが、樹林地の買取りに関して、実際のところと言うと、横浜の樹林地の部分というのは、今日新聞報道が出ていたけれど、実は下がっているのですよね。横浜市が買うような樹林地に関しては、買取単価が下がっているの、その分が単価設定で下がるので、買取価格も実際的に

		は少なめで済むというので、樹林地の買取に関してはさっき環境創造局の部長が言っていましたけれど何の支障もない形なのです。
委	員	それはどういう意味においてですか。一般財源で支障がないのですか。
主	税 部 長	一般財源というかもちろんみどり税も入れた上で、充当した上で、特に柱1はそれで影響を受けている、さっき〇〇委員がおっしゃった増税云々の話のところでも影響があるかというとはぼありません。今回下がったのは、前少し言いましたけど、たぶん柱2と3を全体の財源構成の中で、さすがに430とか450はどうだろうという中で、柱2と3を中心に圧縮しているので、みどり税の本旨の部分というのは全然影響はない形で、お花という形にしましたけれど、そこをもうちょっと圧縮するという話でしたので、みどり税充当に関しての影響があるかないかという、市の原案としてもそこはない形で委員の皆様にご提案しているという形だと思います。
委	員	我慢しているというよりは、市全体の意図を汲んでこうなっているということですか。
主	税 部 長	本市全体の財政の中で、そこをちょっとやっぱりどうだろうという話で、庁内議論の中で今回の原案を出しているということす。
委	員	座長も言っていたけど、柱の3のところ、やっぱり増えたのですよね。
座	長	仕方がなかったということですね。
委	員	柱3の金額を伸ばすことを、認めてきてしまったのです。それはおかしいだろう、趣旨に合っていないといって、本当は止めた方がよかったかもしれないですけど。
委	員	反省するものではないとは思いますが。
委	員	それはそうなのですけれど。本来のみどり税の趣旨からいくと、青木座長が言ったように、ちょっと違うよねと。
座	長	もう一つ難しいのは、理論とやっぱり一般の市民の方々の感覚とは違って、今日もやっぱり市役所の2階でまたフラワーフェスティバルの展示がされていると、市民はそこにやっぱり集まるので、それなりに効果はあるのだなというのを感じてしまうので。ですから必ずしも悪いわけではないので、無駄ですかって言われると「うーん」とは思うけど、役に立っているし、市役所あるいは横浜市のイメージアップに繋がっているんで、これをどのようにお金に換算するかというのはあるかなとは思いますがね。でも税率900円ってキリが悪いですよ。
委	員	他の自治体を見ていると1,000円と500円ではないですか。変えてもいいのではないですか。ケースとしてはあり得るよという。
主	税 部 長	均等割の納税者が伸びているのですけれど、伸びている理由としては、女性と高齢者の方なのです。おそらく、例えば年金だけでは暮らしていけないので、働かざるを得なくて、それなりに働いたので住民税がかかった方。あるいは女性も旦那さんの給料だけでは暮らしていけないので、働いて住民税がかかったような方が、比率的にはそこが増えているので、それでみどり税も伸びています。その方々に今の状況下では変更はどうかというところはあります。
委	員	よくわかります。
座	長	先ほども言いましたけれど、別に報告書は決定ではないので、1,000円って言うてみてもいいかなという気はします。
委	員	逆に減らすのは。500円にしますとか。
座	長	あってもいいと思いますよ。

委 員	3論併記ですよ。維持と増やすと減らすと、それぞれでプロジェクトを組み立てて、5年後にどう変わりそうですかって。
座 長	それの方がまともな審議会のような気がしますけどね、最終判断は市長でやってください、二元代表制で決めてくださいという。
委 員	もちろん。
委 員	ちなみに、これは県の超過課税の一覧が出ているのですけれど、横浜市みたいに超過課税をやっている市というのはあるのですか。
税 制 課 長	神戸市が、緑ではないのですけれど。高齢者施策に使うために、超過課税をしていて、そこに書いてあるとおり、認知症神戸モデルに係る超過課税があります。年間400円です。
主 税 部 長	かなり特殊でして、認知症の方が、例えば親御さんとかが徘徊してしまって電車事故を起こしてしまったときに、賠償金が払えないので、保険のための財源をというもので、みどり税とは質が違う形です。
委 員	じゃあ、神戸は特殊な形であるけれども、他はないということですね。
主 税 部 長	ないですね。森林保全のための都道府県税で37府県がやっているのですけれど、それと横浜市の横浜みどり税という形で、総務省は資料上よく出していました。
委 員	なるほど。たぶん一般市民の感覚でいうと、県からも取られて国からも取られて市からも取られて、しかも100円もまた上がるの、となるような感覚になる可能性もあると思って、三重ですよ、横浜に住んでいると。
座 長	そういうことです。
主 税 部 長	東京都民から言えば、横浜市民は900円取られていて、神奈川県がだいたい平均すると880円なので、1,780円ぐらい東京都民より高いというのは、うちのほうも事実なので、それは税務広報しています。議会も理解されているので、その部分は市民の方にもっとちゃんと広報すべきだというご意見をいただきました。
座 長	それはそのとおり。
税 制 課 長	横浜は市民税が高いという声がよく寄せられるのですよね。そこは実際に東京よりは1,780円高いことは高いのですけれども、おそらくは所得割が大概を占めるので、住民税の場合は収入に応じた部分があるので。ここだけ、均等割の1,780円だけなのですよという話をするのですが。議員の皆さんは理解されているので、支援者の方ともお話をするときによくそういう話が出るという話を聞きます。
座 長	まあ高いといってもね。
委 員	筋としては、何となく900円より1,000円のほうがキリが良いという上げ方というよりも、やっぱりこの計画をしっかりとやろうと思ったらどうしても財源が足りないので100円上げますというのが筋ですよ。
座 長	言い方はもちろんそうですよ。
委 員	まあでも確かに、900円と1,000円ってキリがね、確かに気持ちは1,000円でいいのではというのもわかるのですけれど。
座 長	国税と他が全部1,000円なので。 すいません、もう一つだけ聞きたいのですが、この固定資産税の軽減なのですが、2番目は最初嫌がっていたのですが、何でこの措置が入ったのでしたっけ。一番目は緑化なので我々あまり反対意見はなかったのですが、農業施設の軽減はなぜ入ってきたのでしたっけ。これしかも金額からいってもそれほど大きくなくて、1,000万円ぐらいですよ。これはやる意味があるのかな。特に緑が増えるものはありませんし。

税制課長	今日の個票の21ページがこの制度なのですが。
委員	だから緑を増やすための物置（付属構築物）になっているのではないですか。
税制課長	柱2なので、農の景観を守るための負担軽減です。
委員	物置もいるでしょという話でしょ。
座長	これはなんだかなあ。
税制課長	農地の保全につながったというのは自己評価に記載があります。
主税部長	さっき税制課長も言いましたけれど、住宅用地でそのまま課税されるとかなり高いので、それを軽減しているというのは、農家にとってみるとこういう施設を設けてちゃんと農業をやっていくということでは意味はあるのかなというふうに思っています。
税制課長	農業用施設の一般農地は市販化調整区域並みの農地の値段になるので、もう宅地とは何百倍も違う税金の値段になります。それを、だからそれをもうトラクターを置いておくのはやめようと、農景観が失われていくということで、これはできているものです。青木座長がおっしゃった導入当初の議論というのは。
座長	たぶん我々、これは否応なく入ってきたと記憶しているのですが、最初からこれこそ生業支援じゃないのかと思っていましたよ。
税制課長	はい。
座長	特別、農地に直接関係するものでもないし、緑に直接関係するものでもないの。一番これは説明しにくいというか。
委員	これを軽減されないと農業自体やめようみたいなふうになってしまうということですか。
主税部長	そこまでのインセンティブは、金額的にはないと思うのですけれど。
企画係長	平成20年に、当時の税制研究会の最終報告で触れていたときは、実はこの部分は触れてないですね。もう一つの基準以上の緑化の方は言っていますね。
座長	それは言っていますよ。
企画係長	その次のときも、税制調査会になってからのときは、この制度によって農地の維持管理、農地の保全というか、農景観の保全というか、そういったものに一定の効果が認められるというふうに、一応まとめていただいたという感じです。ですので、そこは環境創造局の資料1の個票のところと同じかなというふうに思います。
座長	350人、1,000万円。ちょっとひっかかりますね。
委員	減免対象者の地域の分布ってわからないですか。
税制課長	いまは合計数字しかありません。一つ一つデータは調べればという形になりますが、何区にどれくらいあるというぐらいなら分かると思います。
委員	西区、中区はほとんどないですよ。周辺地なら金沢区とか青葉区とか。
税制課長	そうですね、それはないかと。
主税部長	中税務署管轄は農業所得ないですから。
委員	そうでしょう。ということは、農家は田畑の近隣に居住していて、都心から郊外の田畑に通っているという農家はなさそうということですね。
座長	これちょっと本当に見逃していいのかなと思いますよね。固定資産税を減免するのに、この農業用施設ってどういうものに使われているのか。写真を見る限りは収穫したり出荷するものの選別所みたいな写真になっていますけど、これを減免してあげることが緑の保全に繋がるのかという。
税制課長	はい。ここは次回の宿題にさせていただきます。環境創造局部分と税制の部分と

		あると思いますので。
座	長	環境創造局にヒアリングしておいてください。これはちょっと税制調査会として引っかけますと。人数も少ないし金額も少ないし、これをわざわざやるのだったら別のものをやった方がよろしいのではないのでしょうか。まだ農地を、直接何とかするというのだったらまだ多少は理解できますけど。
税制課	長	計画上はみどり税充当の事業ではありません。
座	長	でも我々の範囲内ですからね。
税制課	長	税制の軽減措置ということなので、その是非についてというのは。
座	長	それこそ租税支出ですから。はい。ちょっとこれは次回の課題にしておきたいと思います。他いかがでしょうか。次回の予定からすると、これはもう次回は税率をやる、10月2日ですか。
税制課	長	もう2週間後になってしまうのですが、今日の議論の宿題プラス税率をとということでやらせていただきたいと思います。
委	員	その間にプロットって取れますか。要するに税率を維持した場合と上げた場合と下げた場合の。
税制課	長	税収のシミュレーションですかね。それはできます。
座	長	それは簡単ですよ。
委	員	それと事業費の関係。
税制課	長	関係というと、割合ですか。
委	員	<p>予算の見通しとして絶対額でどれぐらいを単年度で使うかというのがまずあって、それが事業経費の中でどれぐらい占めそうかというのが2番目にあって、事業費総額減っているわけですよ。充当額が上がっていつているので、割合が増えていつているわけですよ。そうすると事業の内容自体で、それはみどり税を充当してやらなきゃいけないのかというのが、今度は問題になってくると思うのですよね。</p> <p>さっきのご説明と逆ですよ。事業が決まってから足りない部分にみどり税でじゃなくて、みどり税でやらなきゃならないことなのかというのが一番目に立つということですよ。そういう想定の方をする場合は、事業局ではできない話ですよ。財政局じゃないと。どれぐらい財政でコントロールするかという話ですから財政局サイドの話です。</p>
税制課	長	そうですね。
委	員	環境創造局からすると、予算を確保してもらえのならありがたいという話ですから。
委	員	それはそうなりますよね。
税制課	長	税収のシミュレーションは出しますが、その全体の事業費との関係というのは、ちょっとなかなかそこは難しいですね。
主税部	長	税収だけならすぐ出ますけど、充て込みについてはちょっとそれは。
座	長	難しいと思います。事業への配分は難しいので、場合によっては按分するしかないかもしれないかもしれません。
委	員	全部使うのか基金に残すのか。
税制課	長	計画上は基金にいくら残すというのは決めていません。余ったら残す、しかないの。
座	長	今回はあんまり触れなくなかったのですが、そろそろ公債償還の話に触れて

		いかざるを得なくなって、4期に入るとそうなるかなという気はしますね。
主 税 部 長		そうですね。
委 員		基金に積むということを出すというのが一番いいのではないですか。900円を1,000円にしたら。
税 制 課 長		そうですね、将来の買取りに備えてということはこれまでの過去の調査会でも。
座 長		一番わかりやすいですよ、それ。
委 員		一種の減債基金みたいな感じですか。
委 員		そうです。買取りの財源として用意するわけですから、建前としては5年でやって5年間で全部使い切るという建前なのですね、基金は。
税 制 課 長		計画上はそうです。必要財源を取るという理屈です。
委 員		だけど、将来に向けて保証を与えるわけですから。そうすると、そろそろ基金をきちんと次の期に向けて積み上げる必要があるでしょう。そのために、例えば900円を1,000円に上げて、100円分でいいのかな、それは基金に積み上げて将来に備えてと。
座 長		今回そこまで言いましょうか。少し公債費問題について、税制調査会としても、やっぱり3期が終わると公債償還に考えが及ばざるを得ない。終了も見据え、終わるかどうかは別にして、終了の計画もしないのは無責任になるので、少しここで追加財源を生んだ上でそれを基金に積んで将来の償還と買取制度の終了に向けて準備をすべきであるぐらい書いてもおかしくはないと。
主 税 部 長		可能性の話として、ですよ。
委 員		そう、可能性ですよ。
座 長		あくまで提案ですから。
主 税 部 長		基金の管理が財政当局にあればまた別なのですけども、基金の管理は環境創造局がやっています。
座 長		そうなのですか。
委 員		ですから、みどり税のネットのところ基金と呼ぼうが剰余金でもいいですけども、どれくらい每期ごとに残していくかという話をしていけないといけませんね。まったくショートしています、いつまで経っても終われません、じゃ話にならないので。
主 税 部 長		そうなのですけどね。
座 長		本当だったら減債基金に繰り入れちゃったほうが話はわかりやすいですよ。
委 員		それは全部をね。でもそうするとみどり税とは呼べないじゃないですか。だから頭の中では区分計算しなければならないわけで。
座 長		その上げる100円分だけ減債基金に。
委 員		それは上げる理由になりません。
委 員		お花の話と一緒にになってしまう。
委 員		そうです。
座 長		次回、色々とお話しができましたので、私と事務局だけで相談しているとどうしてもちんまりで終わってしまいますので、委員の皆様にもご相談させていただきました。ちんまりと、やるべきことだけやるというわけではなく、少し幅広に議論して答えを見つけていきたいと思っておりますので、またぜひよろしくお願いをいたします。はい。時間ちょっと超過してしましまして大変申し訳ございませんでした。事務局にお返しいたします。

税 制 課 長	今日は非公開で行わせていただきましたが、次回も税率の話になるので、あらかじめ非公開かどうするか、この場で決めておいていただけると。
座 長	次回は非公開で間違いないと思います。
税 制 課 長	はい。次回以降、答申するまでの間ということによろしいですか。
座 長	あと何回ありますか。
税 制 課 長	あと2回、10月の2日と23日に設定しています。
座 長	次回の話の進み具合によってまた次の次は決めます。
税 制 課 長	23日の分については、次回の後半でやらせていただきたいと思います。今申し上げたとおり、次回10月2日月曜日ということ予定をしておりますので、また座長と今日出た資料等についても調整させていただいて、事前に皆様にもお送りするようにいたします。ありがとうございます。
座 長	ありがとうございました。